

## 令和8年度徳島県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

- 1 目的 教育職員免許法に定める免許法認定講習を開設し、特別支援学校教諭の普通免許状を取得させ、もって教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。
- 2 名称 令和8年度徳島県教育委員会教育職員免許法認定講習
- 3 指導を受けようとする大学の名称 鳴門教育大学
- 4 開設科目等

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設科目名	単位	講師	人員	授業日及び時間	審査方法 (レポート期限)	会場	
	科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 ----- 含む領域							
特支 一・二種免 (知的障害者)	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	鳴門教育大学 教授 高橋 眞琴	85	7月21日(火) 22日(水) 9:20-16:45	試験又はレポート (8月7日締切)	7月21日: <u>徳島県庁(11階講堂)</u> 7月22日: <u>徳島県教育会館(5階ホール)</u>	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							知的障がい児教育総論
			知的障害者							
特支 一・二種免 (聴覚障害者)	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	大阪教育大学 教授 井坂 行男	85	7月28日(火) 29日(水) 9:20-16:45	試験又はレポート (8月14日締切)	7月28日: <u>アスティとくしま(2階第5会議室)</u> 7月29日: <u>徳島県立総合教育センター(2階大研修室)</u>	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							聴覚障がい児教育総論
			聴覚障害者							
特支 一・二種免 (肢体不自由者)	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	鳴門教育大学 教授 高橋 眞琴	85	7月30日(木) 31日(金) 9:20-16:45	試験又はレポート (8月17日締切)	北島町役場 (7階大ホール)	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							肢体不自由児教育総論
			知的障害者 病弱者							

特支 一・二種免 (視覚障害 者、聴覚障害 者、知的障害 者、肢体不自 由者、病弱 者)	特 支	免許状に定めら れることとなる 特別支援教育領 域以外の領域に 関する科目	心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の心理、生理及び病理に 関する科目 心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の教育課程及び指導法に 関する科目	重複・LD 等教育 総論	1	社会福祉法人 いずみ福祉会 障がい児通所支 援施設 アトレ  エグゼクティブ アドバイザー 井上 とも子	85	8月4日(火) 5日(水) 9:20-16:45	試験又は レポート (8月21 日締切)	8月4日: 北島町役場 (7階大ホ ール) 8月5日: 徳島県立総 合教育セン ター(2階 大研修室)
				重複・発達領域						
特支 一・二種免	特 支	特別支援教育の 基礎理論に関す る科目	/	特別支援教育の 基礎理論	1	鳴門教育大学 教授 高橋 眞琴	85	8月6日(木) 7日(金) 9:20-16:45	試験又は レポート (8月24 日締切)	徳島県立総 合教育セン ター(2階 大研修室)
				/						
特支 一・二種免 (視覚障害 者)	特 支	特別支援教育領 域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の心理、生理及び病理に 関する科目 心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の教育課程及び指導法に 関する科目	視覚障がい児教 育総論	1	広島大学 教授 氏間 和仁	85	8月17日(月) 18日(火) 9:20-16:45	試験又は レポート (9月4 日締切)	徳島県立総 合教育セン ター(2階 大研修室)
				視覚障害者						
特支 一・二種免 (病弱者)	特 支	特別支援教育領 域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の心理、生理及び病理に 関する科目 心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の教育課程及び指導法に 関する科目	病弱児教育総論	1	和歌山大学 名誉教授 武田 鉄郎  京都女子大学 教授 滝川 国芳	85	8月19日(水) 20日(木) 9:20-16:45	試験又は レポート (9月7 日締切)	徳島県立総 合教育セン ター(2階 大研修室)
				病弱者						
				知的障害者 肢体不自由者						

※上記免許状の取得方法については、徳島県立総合教育センターのホームページ (<https://www.tokushima-ec.ed.jp/>) に掲載。

※科目によって事前課題を実施する場合がある。

※科目によって授業日が連続していなかったり、第1日と第2日が別会場であったりする場合がある。第1日と第2日が別会場の場合は、各会場を下線付きで表記している。

※職務により受講する者については、これらの開設科目のほか国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の受講が必要となる場合がある。

## 5 日程

	9:00	9:10	9:20	10:50	11:00	12:30	13:30	15:00	15:15	16:45
第1日	受付	オリエンテーション	講義①②	休憩	講義③④	昼食	講義⑤⑥	休憩	講義⑦⑧	
第2日	受付		講義⑨⑩	休憩	講義⑪⑫	昼食	講義⑬⑭	休憩	講義⑮⑯	

### 備考

- ・ 第1日 午前9時10分よりオリエンテーションを行う。その時間までに着席しておくこと。
- ・ 講義期間（2日間16単位時間）、講習期間（レポート提出まで）。
- ・ 特別な事情により、講義日程、会場を変更することがある。

## 6 受講対象者

### (1) 職務により受講する者（以下、職務受講者とする）

R8.4.1 に県立特別支援学校に在籍する、主幹教諭、指導教諭及び教諭のうち、「当該教員が担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を保有していない者」とする。

ただし、以下の者を除く。

<職務受講対象者から外れる者>（R8.4.1～R9.3.31 の間において、県立特別支援学校で勤務しない者）

- ・ 充て指導主事
- ・ 鳴門教育大学への派遣教員（大学院、長期研修）
- ・ 産前・産後及び育児休業者
- ・ 休職者及びその他の休業者（病気療養、海外派遣・同行、大学院就学、その他）

### (2) 推薦により受講する者（以下、推薦受講者とする）

市町村立小学校・中学校の特別支援学級を担任又は通級による指導を担当している教諭のうち、「当該教員が担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を保有していない者」で、市町村教育委員会から推薦を受けた者とする。

### (3) 希望により受講する者（以下、希望受講者とする）

特別支援学校教諭1種・2種免許状取得を希望する者で、徳島県内の国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭とする。ただし、養護教諭・栄養教諭については、幼稚園・小学校・中学校・高等学校いずれかの普通免許を所有している者とする。

※ 受講予定者数が定員を超えた場合、次の優先順位に沿って受講者を決定する。

優先順位 ①職務受講者

②推薦受講者

③幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の教員のうち、特別支援学級を担任又は通級による指導を担当している者

④特別支援学校の教員

⑤幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び中等教育学校教員のうち、特別支援学級を担任又は通級による指導を担当していない者

## 7 免許状の取得方法について（※希望により受講する者及び他県で取得した免許状に領域追加を希望する者は、徳島県教育委員会 教職員課 免許担当へ必ず事前に確認すること）

### (1) 在職年数について

#### ①二種免許状の取得

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得後、3年以上の在職年数が必要である。

在職年数には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教員（教諭、講師等）として勤務した期間（基礎資格となる普通免許状の取得後に、臨時免許状で勤務した期間を含む）を算入する。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間、及び養護教員又は栄養教員としての勤務期間は含まない。

#### ②一種免許状の取得

二種免許状を取得後、特別支援学校において、取得しようとする特別支援教育領域を担当する教員として、3年以上の在職年数が必要である。

### (2) 必要単位について

免許状の取得に必要な単位については、「特別支援学校教諭免許状 免許取得・領域追加における修得すべき科目（例）と最低単位数早見表」を参照すること。

## 8 受講の方法

- (1) 職務受講者の受講要領は「別添1」のとおりとする。
- (2) 推薦受講者の受講要領は「別添2」のとおりとする。
- (3) 希望受講者の受講要領は「別添3」のとおりとする。

## 9 その他

- (1) 受講料は徴収しない。ただし、教材等の実費がある場合は、受講者の負担とする。
- (2) 受講にあたり、希望受講者はサービスを職務専念義務免除（職専免）とするので、その手続きを学校長にすること。
- (3) 受講決定通知は送付しない。受講申込者数が定員を超え、受講できない場合のみ、受講が認められなかった者に通知する。
- (4) 講義中に不適切な行為や不正行為が発覚した場合、今年度受講した科目の一部または全ての単位が認定されないことがある。
- (5) 不合格者へは、「不合格通知」を送付する。
- (6) 研修会場が、徳島県庁の開設科目については、公共交通機関を利用すること。来庁者駐車場の利用は不可とする。なお、特別な事情により来庁者駐車場の利用を希望する場合は、特別支援教育課（088-621-3141）に、授業日の1週間前までに申し出ること。
- (7) 講習期間中の気象警報等の対応は次のとおりとする。
  - ・講習の第1日午前7時の時点で会場地域にレベル4以上の警報または暴風（特別）警報が出ている場合、講習は延期とする。  
※状況により、第1日または第2日のみ実施する場合もある。
  - ・講習期間中に台風接近が予想される場合、講習日（第1日または第2日）の前日のうちに、延期と判断することがある。  
※講習実施の有無や延期等に関する詳細な情報は、講習日の前日午後4時以降に徳島県立総合教育センターホームページに掲載するので確認すること。 <https://www.tokushima-ec.ed.jp/>
- (8) この講習等に対する問合せは、次のところにする。

講習に関すること・・・徳島県立総合教育センター特別支援・相談課  
電話 088-602-7205 ファクシミリ 088-672-5229

免許状申請に関すること・・・徳島県教育委員会 教職員課 免許担当  
電話 088-621-3128 ファクシミリ 088-621-2881